

嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案） における意見聴取方法について

令和7年10月23日

国土交通省 九州地方整備局
佐賀河川事務所

佐賀県 県土整備部 河川砂防課



1. 河川整備計画策定に係る手続きについて

- ▶ 「嘉瀬川水系河川整備計画」の策定にあたり、河川法に定める法的手続きに則り、「嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）」に対する関係住民の意見聴取を行います。

河川法に基づく法定手続き

嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）作成・公表

河川整備計画（変更原案）に対する関係住民の意見聴取

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、前項に規定する場合※において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。※河川整備計画の案を作成しようとする場合

河川整備計画（変更原案）に対する学識経験者の意見聴取
学識者懇談会及び佐賀県川づくり委員会の開催

河川法第16条の2第3項

河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

嘉瀬川水系河川整備計画（変更案）作成・公表

関係機関への協議（農林水産省、環境省等）

関係地方公共団体の長の意見聴取

河川法第16条の2第5項

河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

嘉瀬川水系河川整備計画 変更 公表

河川法第16条の2第6項

河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない

1. 嘉瀬川水系河川整備計画策定に係る手続きについて（国）

学識者懇談会の開催（河川整備計画の実施状況等を踏まえた点検）

… 令和5年2月

【点検結果】事業の進捗、近年の降雨状況、気候変動による災害の頻発化・激甚化が懸念されることなどを踏まえ、気候変動による降雨量の影響を考慮した河川整備計画の変更を進める

学識者懇談会の開催（変更原案及び意見聴取方法の説明）

… 今回

嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）の公表

住民説明会の開催

意見聴取箱

多方面からの意見を収集

アンケート

インターネット

学識者懇談会の開催

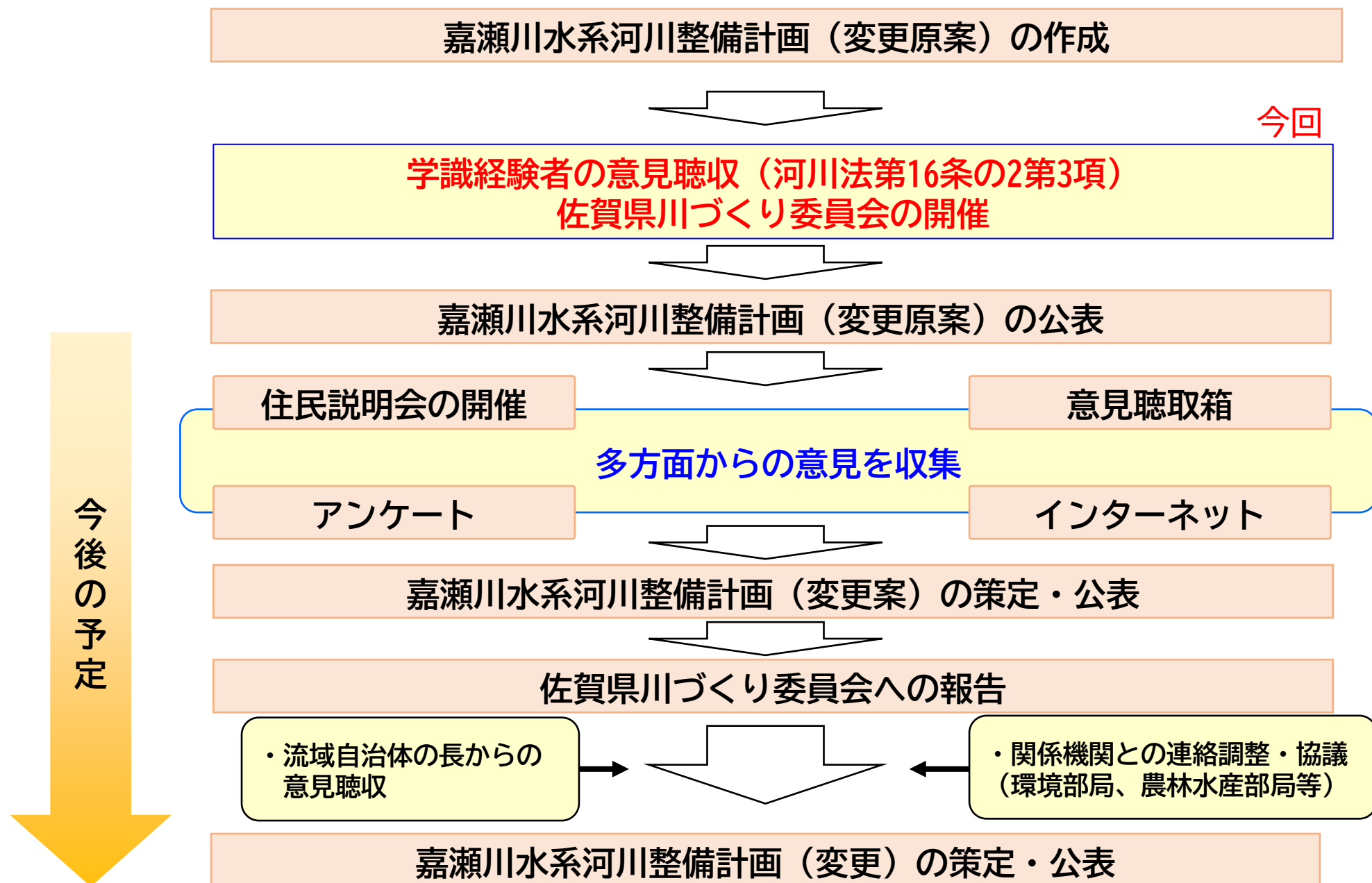
嘉瀬川水系河川整備計画（変更案）の公表

- ・ 県知事意見聴取（佐賀県）
- ・ 他省庁協議

嘉瀬川水系河川整備計画（変更）の策定・公表

今後の予定

1. 嘉瀬川水系河川整備計画策定に係る手続きについて（県）



2. 地域住民からの意見聴取方法について

- 公表する「嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）」について、関係住民に対して以下に示すような方法で閲覧に供します。

河川整備計画（変更原案）の主要箇所への設置

河川整備計画（変更原案）及び概要版を公共機関の窓口等に設置し、閲覧に供します。

※佐賀河川事務所、嘉瀬川出張所、嘉瀬川ダム管理支所、佐賀県庁、佐賀市役所、小城市役所など

ホームページへの掲示

佐賀河川事務所・佐賀県のホームページに河川整備計画に関するページを開設し、河川整備計画（変更原案）及びその概要版を掲示します。

- 「嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）」に関する関係住民の意見について、以下の方法で聴取を予定しています。

住民説明会の開催（説明と意見交換）

流域内の佐賀市で整備計画（変更原案）に関する住民説明会を実施します。

整備計画（変更原案）概要版へのアンケート用紙の添付

整備計画（変更原案）概要版にアンケート用紙を添付し、アンケート方式による意見箱での意見聴取を行います。

ホームページでのアンケートページの開設

佐賀河川事務所・佐賀県のホームページに整備計画（変更原案）に関するアンケートページを開設し、アンケート方式による意見聴取を行います。

2. 地域住民からの意見聴取方法について

➤ 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）公表後は、下記（①～④）により、広く地域住民に周知し、意見を聴取する。

① 住民説明会の開催による周知及び意見聴取

流域自治体である佐賀市、小城市を会場として住民説明会を開催

【日時・会場】

- ・令和7年11月11日（火）19時～ 小城市役所
- ・令和7年11月12日（水）19時～ 佐賀市立久保田公民館
- ・令和7年11月13日（木）19時～ 佐賀市立春日公民館
- ・令和7年11月18日（火）19時～ アバンセ



説明会の開催イメージ

② 意見箱の設置による周知及び意見聴取

- ・佐賀市役所（本庁、嘉瀬川関係各支所＜大和、富士、川副、東与賀、久保田＞）
- ・小城市役所
- ・さが水ものがたり館
- ・佐賀県庁
- ・佐賀土木事務所
- ・佐賀河川事務所
- ・嘉瀬川出張所、嘉瀬川ダム管理支所



意見箱設置イメージ

2. 地域住民からの意見聴取方法について

③ ホームページによる周知及び意見聴取

国土交通省 九州地方整備局
佐賀河川事務所

トップ 防災情報 事業紹介 入札契約 事務所情報

佐賀河川事務所では、「嘉瀬川」「城原川」「嘉瀬川ダム」「佐賀導水路」を管理しています。また、「城原川ダム建設事業」を進めています。

嘉瀬川

ライブカメラ情報

嘉瀬川2 城原川2 嘉瀬川ダム2

嘉瀬川水系嘉瀬川 嘉瀬川ダム

佐賀導水路

嘉瀬川水系河川整備計画 (変更原案)

嘉瀬川水系河川整備計画 (変更原案) バブリックコメント (意見募集)

嘉瀬川について

- 嘉瀬川水系河川整備基本方針
- 嘉瀬川水系河川整備計画について
- 嘉瀬川水系河川整備計画の概要
- 嘉瀬川水系河川整備計画
- 「河川整備計画」ができるまで
- 嘉瀬川水系河川整備計画 (変更原案)
- 嘉瀬川水系河川整備計画の基本理念
- 嘉瀬川水系河川整備計画の点検、事業再評価
- 学識者懇談会について
- 嘉瀬川の治水事業の歴史
- 河川維持管理計画
- 事業マップ
- 川の歴史
- 水辺の施設
- 防災ステーション
- 嘉瀬川の洪水の歴史

嘉瀬川水系河川整備計画について

嘉瀬川水系河川整備計画とは

国土交通省九州地方整備局は、今後概ね20年間の嘉瀬川の具体的な河川整備等の内容を記載した「嘉瀬川水系河川整備計画」を平成19年10月16日に策定しました。

関係住民、学識経験者、地方公共団体の長である佐賀県知事及び関係自治体・省庁等、様々な方々の意見聴取や協議を経て、「嘉瀬川水系河川整備計画」の策定に至っております。

嘉瀬川水系河川整備計画は流域住民が安心、安全に暮らせるよう社会基盤の整備を図ると共に、自然豊かな河川環境を保全し、歴史、文化を踏まえ、流域の個性や活力を育み、「歴史情緒あふれる自然豊かな嘉瀬川」を基本理念としています。

嘉瀬川水系河川整備計画の概要
平成19年10月に策定された「嘉瀬川水系河川整備計画」の概要を記載しています。

嘉瀬川水系河川整備計画
平成19年10月に策定された「嘉瀬川水系河川整備計画」の内容を記載しています。

嘉瀬川水系河川整備計画 (変更原案)
嘉瀬川水系河川整備計画 (変更原案) の内容を記載しています。

「河川整備計画」ができるまで
嘉瀬川水系河川整備計画ができるまでのスケジュールを掲載しています。

嘉瀬川水系河川整備計画の基本理念

嘉瀬川水系河川整備計画の基本理念を掲載

河川整備計画の点検、事業再評価

嘉瀬川水系河川整備計画の点検、事業再評価を掲載

佐賀河川事務所ホームページから嘉瀬川水系河川整備計画 (変更原案) の閲覧、原案に対する意見入力 of ページを設置
※佐賀県県土整備部河川砂防課のページからも同ページにリンク

国土交通省 佐賀河川事務所
佐賀県 県土整備部河川砂防課

<https://www.qsr.mlit.go.jp/saga/index.html>
<https://www.pref.saga.lg.jp/list00675.html>

嘉瀬川水系河川整備計画 (変更原案)

検索



2. 地域住民からの意見聴取方法について

④ 嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）概要版パンフレットによる周知及びアンケート用紙による意見聴取

パンフレットのイメージ

嘉瀬川

KASEGAWA

嘉瀬川水系河川整備計画【変更原案】

このパンフレットは、「嘉瀬川水系河川整備計画【変更原案】」の内容を嘉瀬川流域にお住まいの皆様にお知らせするために作成したものです。
嘉瀬川のこれからの川づくりについてご意見をお聞かせください。



国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所
佐賀県

※ ご意見記入用紙のイメージ

嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）に対する
アンケート・ご意見 記入用紙

パンフレットに
アンケート用紙を
添付

よろしければ下記アンケートにご協力ください。

■記入される方の情報

令和 年 月 日

① 性別	☐ 男性 ☐ 女性
② 年齢	☐ 10代以下 ☐ 20代 ☐ 30代 ☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60代 ☐ 70代 ☐ 80代以上
③ 職業	☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 自営業 ☐ 主婦 ☐ 学生 ☐ アルバイト ☐ その他()
④ 住所	()県()市・町・村()番()号()分()号()号 ※番地等は不要です。 (記載例：北志保 宮崎)

■嘉瀬川水系河川整備計画（変更原案）に対するご意見

⑤ 意見箇所	⑥ 意見内容
※ 両ページ	(横書きで記載してください。)

※ QRコード読み取りによる
入力フォームからの
記入も可能

ご協力ありがとうございました。

下記 QR コードからも
ご確認いただけます。

本用紙にご意見等をご記入いただき、最寄りの公共施設等に設置した「意見箱」への投函、または、佐賀河川事務所宛への FAX をお願いします。なお、佐賀河川事務所 HP でもご意見を募集しております。ご協力よろしくお願いします。



国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所 流域治水課

TEL:0952-41-8801(代表) FAX: 0952-41-8802

※ 参考イメージのため変更となる場合があります。